

# ソフトウェアレンタル利用規約(業務委託見積システム版)

本ソフトウェアレンタル利用規約(以下「本利用規約」といいます)は、株式会社アライズソリューション(以下「当社」といいます)がお客様(個人・法人を問いません)に対しソフトウェア製品の賃貸借契約(以下「レンタル契約」といいます)について適用します。

## 第1条 (定義)

1. 本ソフトウェア  
当社がお客様に対しレンタル使用を許諾するソフトウェアプログラムおよび関連するドキュメント・付属品一式を示します。
2. レンタルライセンスの形態  
本ソフトウェアには、レンタルライセンスの形態としてスタンドアロンライセンスのみとなります。

## 第2条 (レンタル登録)

1. レンタル利用申し込み  
お客様は本利用規約および「ソフトウェア使用許諾契約書」をご確認いただき、同意の上で「ソフトウェアレンタル利用申込書」により、当社に対してレンタル契約の申し込みをしていただきます。
2. レンタル契約の成立  
当社が「ソフトウェアレンタル利用申込書」によるレンタル契約のお申し込み及びレンタル代金のお支払いの確認ができたことをもってレンタル契約が成立したものといたします。
3. レンタル契約の解約  
お客様の都合によりレンタル契約を解除する場合、既に支払われたレンタル料金の返却は行わないものとします。
4. 販売取次店経由でのレンタル契約  
お客様が販売取次店経由でレンタル契約の申し込みを行った場合、レンタル契約の成立・解除については当社と販売取次店とで別途定めるものとします。

## 第3条 (レンタル期間)

1. レンタル期間は、当社が本ソフトウェアを発送した日の5日後を起算日とします。
2. レンタル期間は12ヶ月といたします。12ヶ月を超えて、引き続きレンタルを希望する場合は12ヶ月単位での延長ができるものといたします。
3. レンタル期間を延長する場合は、第2条に基づき、再度「ソフトウェアレンタル利用申込書」によるレンタル契約のお申し込み及びレンタル代金のお支払いを行っていただきます。
4. レンタル期間が終了した場合、お客様は遅滞なく当社が提供した本ソフトウェアを当社に返却しなければなりません。

## 第4条 (レンタル料金)

1. レンタル料金は当社が別に定める「ソフトウェアレンタル価格表」に従います。
2. 「ソフトウェアレンタル価格表」は予告なく変更する場合があります。

## 第5条 (保証範囲)

1. お客様はレンタル期間中は、レンタル契約したソフトウェアの最新版およびその後継製品を使用する権利があります。
2. レンタル期間中に本ソフトウェアが有償でバージョンアップされた場合、および製品価格、レンタル価格が改訂された場合も追加で料金をいただくことはありません。

## 第6条 (契約の解除)

1. お客様が本利用規約および「ソフトウェア使用許諾契約書」に違反した場合、当社はこのレンタル契約を解除することができます。その場合お客様は、直ちに本ソフトウェアを全てのインストールしたコンピュータから削除していただくものとし、以後本ソフトウェアを使用できません。
2. 上記の場合、お客様は遅滞なく当社が提供した本ソフトウェアを当社に返却しなければなりません。また、既に支払われたレンタル料金の返却は行わないものとします。

## 第7条 (協議)

本利用規約に関し規定のない事項または疑義を生じた場合は、お客様と当社の間で誠意をもって協議しこれを解決するものとします。

## 第8条 (裁判管轄)

本利用規約に関する紛争については、広島地方裁判所を所轄裁判所とします。

**株式会社アライズソリューション** (旧社名:株式会社アラタニ電算センター)

〒730-0833 広島市中区江波本町4-22 Tel.082-293-1231 Fax.082-292-0752

URL <http://www.aec-soft.co.jp> Mail [info@aec-soft.co.jp](mailto:info@aec-soft.co.jp)